

番号	1
項目	横山英幸市長の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>同和問題（部落差別）をはじめとする、さまざまな人権問題については、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発する書き込みをはじめ、ヘイトスピーチ、LGBTなどの性的少数者に関わる偏見、外国人住民との共生など、広範にわたる対応が求められる状況にあり、人権が尊重される社会の実現に向けた取組みが、ますます重要となっています。</p> <p>本市では、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のため、同和問題（部落差別）をはじめ、あらゆる人権課題への取組みを進めています。</p> <p>今後とも、国や大阪府と連携しながら、積極的な取組みを推進してまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619

番号	2 (1)
項目	「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか。
<p>(回答)</p> <p>本市では、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題（部落差別）をはじめとする、さまざまな人権課題の解決に向け、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき人権啓発・教育や相談などの取組みを推進しています。</p> <p>一方で、同和問題（部落差別）に関しては、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長・誘発するような書き込みなど、悪質な差別事象が発生していることや市民意識調査の結果においても、数値は改善しているものの、依然として結婚の相手を考える際に懸念する意識や住宅の選択に際して忌避意識が残っていることは認識しています。</p> <p>今後とも、国や大阪府と連携しながら、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、粘り強く、適切に対応し、同和問題（部落差別）の一日も早い解決をめざしてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619

番号	2 (2)
項目	<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、法務省に対して「児童・高齢者・障がい者等に対する虐待、子ども同士のいじめや配偶者等への暴力等のほか、インターネット等を悪用した、いわゆる同和地区の所在地等の情報の流布や、特定個人・団体に対する誹謗・中傷などの差別行為が多数発生しています。また、平成28(2016)年4月には「復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典」と題し、同和地区名とする地名等を一覧にした書籍が発行、販売されようとしたところです。このような様々な人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立してください。」という要望や、「「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策等について」として、「国の責務を踏まえた運用方針及び具体的な施策の内容を早急に示すとともに、必要な財政措置を講じてください。」という要望などを大阪府や大阪府市長会と連携して行っています。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619</p>

番号	2 (3)
項目	<p>令和5年度に発生し、大阪市及び大阪市教育委員会が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。</p> <p>大阪市及び大阪市教育委員会が行っている同和問題解決のための啓発事業や全職員に対する同和問題に関しての人権教育を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>人権啓発・相談センターが把握している令和5(2023)年度の同和問題に関する差別事象は25件で、その内訳は、電話が10件、落書き1件、投書が7件、発言が2件、その他(インターネットの書き込みなど)が5件となっています。いずれの事象についても、今なお根強く存在する偏見や差別意識、忌避意識に基づくものと認識しており、これらに対する広報・啓発として、同和問題(部落差別)に関する人権啓発DVDの貸し出しや人権だより「KOKOROねっと」への記事掲載、作品募集事業や各種広報媒体を活用するほか、人権啓発推進員・企業啓発支援事業などの研修を通して啓発活動に取り組んでいます。</p> <p>教育委員会が把握している各学校園における令和5年度の同和問題に関する差別事象は、1件です。事案の概要は、就学時健康診断時に他区への就学を望んでいる保護者と教育相談をしている際に、「当該小学校が教育困難校ですよ」との発言があったため、聞き返すと、「校区には、被差別部落があるでしょ」との発言がありました。保護者は生育の中で学校に対して嫌な思い出があり偏見を持たれていました。保護者には偏見や差別性について丁寧に繰り返し伝えました。</p> <p>学校園における同和問題に関する差別事象が起こった際には、教職員による共通理解、学級・学年の子どもたちへの指導等、迅速に対応し、同和問題に対する理解の充実と人権尊重の精神の涵養に努めております。今後も国からの指導・助言等に基づきながら、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を進めてまいります。</p> <p>教育委員会では、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、平成30年度に「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を改訂しました。</p> <p>本実施計画に基づき、各学校園でのより一層の人権教育の充実を図るため、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、運営に関する計画と人権教育推進との関連や目標、各学年、各教科・領域における人権教育の目標を記述するなど、子どもの発達段階や各教科の特性に応じて、地域との連携を進めながら学校園での教育活動全体を通じて計画的に人権教育を行うよう指示しております。</p> <p>引き続き、全学校園において、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案ならびに具体的な取組の推進に努めてまいります。</p> <p>教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修(1年目)4【人権教育の推進】では、基礎知識としての</p>	

「人権とは何か」をテーマに、教職員地域研修推進委員会の指導教諭が講師となり、演習形式で実施しております。新任教員研修（2年目）7【地域における人権課題】では、今年度も地域の人権課題の改善に努められている方々を講師とし、教員として豊かな人権感覚を身につける機会としております。当事者の想いに触れ、市民意識調査等から同和問題（部落差別）について考える機会として、部落差別の解消に向けた教育を進めるための「全地域共通資料」の精読を事前課題として取り組ませるとともに、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」も研修参考資料として活用しております。今年度は、リバティおおさかの資料を展示する「人権パネル展」も総合教育センターにおいて開催いたしました。また、3～5年目の教員に対しては、「学級集団づくり研修」を必修で実施しております。さらに、人権尊重の学校づくりの推進を担える中堅教員の育成をめざした「人権教育集中講座」も実施しております。令和3年度から継続して実施している管理職を含めた全教員対象の人権教育研修（必修）では、様々な人権課題について理解を深められるようにしております。

教育委員会としましては、キャリアステージに応じた人権教育研修体系の充実を図るとともに、今後も人権教育の実践を通して、一人ひとりの子どもが人権に関する知的理解を深め、人権感覚を培い、自他の人権をまもり発展させる実践力を身につけることができるように、今後も人権尊重の視点に立った教職員人権教育研修の推進に努めてまいります。

担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457
----	---

番号	2 (4)
項目	「大阪市人権行政推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>本市は、市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる「国際人権都市大阪」をめざして、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しております。</p> <p>本計画では、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子に例えて、標識（人権の視点！100!）、道しるべ（「人権が尊重されるまち」指標）、エンジン（人権教育・啓発）、エアバッグ（人権相談・救済）を4つの柱とし、具体的な取組みを推進しています。</p> <p>「人権の視点！100!」については、全所属（府市共同設置の局のうち、府が幹事団体となっているものを除く。）において、事業や施策に人権の視点を取り入れた取組みを掲げ、毎年度、PDCA サイクルによって評価・改善を行う「人権の視点！100!」実行プログラムを策定し、取組みを進めています。</p> <p>「人権が尊重されるまち」指標については、本市として進めている施策のうち、人権の視点に着目した項目の進捗を市民に分かりやすく示すため、人権関連の施策・計画の目標値及びその達成状況等について取りまとめ、毎年度改訂し、公表しており、令和6（2024）年度版についても現在改訂作業中です。</p> <p>「人権教育・啓発」及び「人権相談・救済」については、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設である大阪市人権啓発・相談センターにおいて、市民と協働して地域に根ざした実効性のある啓発事業を実施するとともに、専門相談員による人権相談窓口を開設し、インターネット上の誹謗中傷をはじめ、様々な人権侵害の救済に向けて効果的な支援を行っています。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7613 市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	2 (5)
項目	同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための施策を拡充されたい。
<p>(回答)</p> <p>えせ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すもので、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。そのため法務省を中心に、えせ同和行為の実態把握に努めるとともに、「えせ同和行為対応の手引」を作成するなど、その排除にむけた取組みを進めています。</p> <p>本市においても、企業のみならず広く市民に対して、えせ同和行為の排除に関する啓発用 DVD を提供するなど、啓発の推進に努めるとともに、情報交換や対応策の協議をする場として大阪法務局に設置された「えせ同和行為対策関係機関連絡会」において、関係機関と相互に連携を図っているところです。</p> <p>今後とも、法務局等関係機関との連携を図りながら、広く市民に対しえせ同和行為の排除に向けた啓発を行うとともに、職員の意識向上に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7611・7631

番号	2 (6)
項目	<p>人権に関する「大阪市人権啓発・相談センター」への相談状況・救済方法を明らかにされたい。</p> <p>「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、大阪市でのヘイトスピーチに関する申出・情報提供の取扱状況を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>令和5年(2023)年度当センターで受け付けた相談件数は1597件であり、その内訳は、障がいのある人618件、高齢者120件、生活247件、近隣73件、労働37件、家族59件、女性21件、子ども31件、外国人19件、医療19件、同和問題9件、LGBT52件、その他292件となっております。</p> <p>当センターでは、相談者の自主的解決を目的に、相談者に寄り添いながら人権にかかる情報の提供や解決のための助言を行うとともに、人権救済などより専門的な知識やノウハウが必要な場合は、法務局等事案に応じた適切な機関や専門相談機関への紹介・連絡を行っております。</p> <p>国において、平成28(2016)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定・施行され、大阪市としても、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・施行しております。</p> <p>具体的な表現活動について、憲法に定める表現の自由との整合性など、外部の学識経験者で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会において慎重に審議を重ねつつ、ヘイトスピーチと認定した表現活動については、ヘイトスピーチを受けた方も含めた市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図ることを目的として、拡散防止の措置をとり、また、所定の事項を公表しています。</p> <p>令和5年度については、過年度からの取扱件数30件(新規情報提供(職権)2件を含む。)のうち、11件について取扱いを終了しています(令和5年度における取扱状況の詳細については、別紙をご参照ください。)</p>	
担当	<p>市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631</p> <p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7611</p>

番号	2 (7)
項目	同和問題の早期解決のための総合調整機能の在り方と事業の必要性の把握の方策を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>「大阪市人権施策推進審議会」の答申「今後の人権行政のあり方について」の中で、「人権行政を推進するための枠組み」として、「推進の中核を担う部署においては、従来の縦割りの弊害を克服し、総合調整機能を発揮しつつ、横断的な視点での人権擁護の解決に向け、企画・立案・計画を行うとともに、人権尊重の観点からの評価・検証を行い、状況に応じて施策の改善要請を行うなどの責務を果たす組織に充実・強化する必要がある。」としています。</p> <p>本市では、この答申を踏まえ、市政運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、さまざまな人権課題に関する解決方策の検討を進めるため、全庁的な「大阪市人権行政推進本部」を設置し、全局・室・区において人権尊重の視点からの取組みを進めており、引き続き、全庁的な総合調整機能を果たせるように積極的に取り組んでまいります。</p> <p>また、国が実施した「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく「部落差別の実態に係る調査」や本市が実施している「人権問題に関する市民意識調査」などの結果を踏まえ、今後とも、粘り強く、適切に対応し、同和問題（部落差別）の一日も早い解決に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619

番号	2 (8)
項目	同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>令和7(2025)年度予算編成においては、市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築に向け、引き続き収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組みを進めるとともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進めることとしています。</p> <p>また、自律した自治体型の区政運営の推進に向け、基礎自治行政に関しては、区長が区の特性や地域の実情に即した施策を展開・充実できるよう、その決定権に基づき、局予算も含め予算を編成することとしています。</p> <p>なお、同和問題・人権問題の解決に向けた施策についても、限られた財源のもと、局・区が連携して、より効果的、効率的に努めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7619・7611

番号	2 (9)
項目	<p>大阪市教育委員会が把握されている、小学校・中学校の不登校の児童・生徒の人数並びにその要因や支援体制はどのようにされているのか明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市における令和5年度の不登校児童生徒の数は、全国同様増加しており、小学校で2,227人、中学校で4,917人となっております。その要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>本市における不登校児童・生徒への支援につきましては、学校へ登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざし、不登校が生じないような取組や、早期発見に向けた取組を進めるとともに、多様な学習機会の確保など、一人ひとりの実態に応じた支援に取り組む必要があると認識をしております。</p> <p>今後も引き続き、不登校が生じないような魅力ある学校づくりや、専門機関との連携、ICTの活用等、不登校の未然防止、早期支援に努めるとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実に努めてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174</p>

番号	2 (10)
項目	安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>本市では、若年者、障がい者、ひとり親家庭の親など「就職に向けた支援が必要な人」に対する就業支援を重要な柱として取り組みを進めています。</p> <p>市内4ヶ所の「しごと情報ひろば」では、キャリアコンサルタントによる職業相談・職業紹介を行うとともに、一人ひとりの支援ニーズや可能性に応じた就業支援を各就業支援機関と連携しながら推進しているところです。また、「しごと情報ひろば天下茶屋」・「しごと情報ひろば西淀川」・「しごと情報ひろば平野」においては、ハローワークとの一体的運営を実施しており、ハローワーク職員の常駐により取り組みを進めています。</p> <p>今後とも、国及び大阪府の施策と連携を図りつつ、市民の就業を支援する取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、本市では、大阪府内において毎年6月に取り組まれている「就職差別撤廃月間」に合わせて、関係行政機関・大阪市企業人権推進協議会等関係団体と連携した取組みを行っており、区の広報紙や大阪市ホームページへの啓発記事の掲載などの手法により就職差別撤廃の啓発を行っています。</p> <p>さらに、市内企業における人権啓発や人権研修を側面から支援・推進しており、その中で、企業において人権問題が正しく理解され、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムの確立が図られるよう、「公正採用選考人権啓発推進員」制度の周知に努めています。</p> <p>今後とも、大阪労働局・大阪府と連携しながら、就職差別撤廃に向けた啓発を継続的に進めてまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7351 市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631

番号	2 (11)
項目	<p>新型コロナウイルス禍からの脱却に伴い、中小零細企業の業績は以前の水準まで回復できず借り換えや資金調達に柔軟な対応が必要だと思われませんが、現状はどのようになっているのか、また、対策があれば明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>コロナ禍脱却後の資金需要への対応につきましては、国によりコロナ禍における民間ゼロゼロ融資等からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応する借換え保証制度が創設され、この制度に基づく融資が令和6年6月末まで実施されていきました。本市では、この制度に対応するため、中小企業者が制度を活用する際に必要となるセーフティネット保証の認定を迅速に行えるよう、コロナ禍での人員体制を維持して取り組んでまいりました。</p> <p>これらの状況の下、現在では本市への問い合わせ件数も減少しており、借換え等の資金需要は一定落ち着いている状況にあると考えております。</p> <p>一方で、この制度による融資の据え置き期間は5年以内であったことから、今後、資金需要が増加する可能性があり、情勢を注視していく必要があると考えております。</p> <p>また、本市の対策につきましては、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪信用保証協会の保証を付けて融資する制度融資を実施しています。</p> <p>具体的には、経営環境の変化等により売り上げが減少している市内の小規模企業者を対象とした「経営支援特別融資」や、設備投資を行うことで経営基盤の強化を図ろうとする市内中小企業者を対象とした「設備投資応援融資」を実施しており、貸出金利を低く抑えることで利用者の負担軽減を図っております。</p> <p>今後とも、市内中小企業の実情やニーズを把握し、関係機関等との連携のもと中小企業者の資金調達の円滑化に努めてまいります。</p>	
担当	<p>経済戦略局 産業振興部 企業支援課（資金支援担当） 電話：06-6264-9844</p>

番号	2 (12)
項目	<p>令和3年6月15日よりストーカー規制法が一部改正されたが、大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪中央）女性のための相談室への大阪市が把握されてる昨年度の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪中央）の女性総合相談センターにおける昨年度の相談件数は12,476件でした。相談の内容はこころに関する相談が一番多く、次いで人間関係、親子関係、夫婦関係に関する相談など多岐にわたっております。相談に対しての対応は、お気持ちに寄り添った傾聴・助言を行うとともに、必要に応じて専門機関の情報を提供するなど、適切な支援につながるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き、相談者のおかれた状況に十分配慮した相談対応に取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	2 (13)
項目	<p>高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者の孤独や孤立防止のためにも 世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。 独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。</p> <p>また、介護ヘルパーの不足により、訪問介護事業所の閉鎖という話も聞かれるが大阪市としてどのように対応されているのか明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設(北区と中央区には各2施設) 老人福祉センターを設置しています。</p> <p>老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、世代間交流にも取り組んでいるところです。</p> <p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、各区社会福祉協議会に福祉専門職のワーカーを配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者を地域の見守り等につなぐとともに、自ら支援を求める状態にない要援護者に対してねばり強くアウトリーチを行い、関係部署、関係機関と連携し、必要な支援につなぐなどの取り組みを行っています。</p> <p>また、ライフライン事業者等と、地域見守りの取組みにかかる連携協定を締結し、日常業務の中で異変を察知した場合等は、区役所等への連絡をお願いしています。連絡を受けた区役所では関係機関と連携の上、安否確認を行うことで、孤立死の未然防止に取り組んでいます。</p> <p>介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、これまでの介護報酬改定において「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設され介護職員の賃金改善が図られてまいりました。</p> <p>さらに、令和6(2024)年度の報酬改定においては、事業者の負担軽減につながるよう、従来の加算から「介護職員等処遇改善加算」への一本化が行われ、加算率も2.5%引き上げられたところです。</p> <p>本市では、「介護職員等処遇改善加算」等の手続きについて、ホームページでの周知はもちろんのこと、各事業所へメールやFAXでの周知を複数回行うなど、事業者の皆様処遇改善加算を取得していただけるよう、より丁寧な案内に努めています。</p> <p>また、おおさか介護サービス相談センターにおいて、大阪市内の介護サービス事業者の皆さんが、介護現場における利用者やその家族からの職員への度重なる暴言、身体的暴力、セクシャルハラスメント、著しく不当な要求や迷惑行為、近年増加しているカスタマーハラスメントなどで</p>	

お困りの際に、法律分野の専門相談員である弁護士に直接相談していただける窓口を設置し、介護職員が安心して働くことができるよう支援することで、介護人材の離職防止に努めております。

介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定等により対応すべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります

担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 (いきがいグループ) 電話：06-6208-8054
	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導グループ) 電話：06-6241-6310
	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028

番号	2 (14)
項目	<p>旧同和地区内の市営住宅の耐震化・老朽化による建て替えの考え方について明らかにされたい。また、低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにも、このような機会を契機に、混在化を図るためにも民間事業等の力を活用するなど工夫を行い、福祉施設の導入や一部中堅所得者向けの特定賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>市営住宅については、老朽化が進み、建替えや改善等による更新が必要なストックが存在し、また、高齢化の進行によるコミュニティの沈滞化なども重要な課題となっており、令和3(2021)年3月に「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定したところです。</p> <p>計画では、建替えを基本に、耐震改修や全面的改善などの手法を活用し、市営住宅ストックの計画的な更新を進めるとともに、予防保全の観点から計画的な改修を実施することとしています。</p> <p>さらに、建替余剰地を活用して良質な民間住宅や生活利便施設、福祉施設等の導入を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進め、コミュニティの再生と地域のまちづくりへの貢献を図りながら、今後とも多くの市民の方々に支持される「市民住宅」の実現に向けた取組みを引き続き進めてまいります。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 電話：06-6208-9242

番号	2 (15)
項目	校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>今年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、本市の平均正答率の対全国比について、前回調査と比較すると、小学校では国語・算数ともにやや下降した一方、中学校では数学においてやや向上しています。経年的に分析すると、全体的には改善傾向にあります。「大阪市教育振興基本計画」において、基本的な方向として「誰一人取り残さない学力の向上」を掲げ、「学力向上支援チーム事業」を実施するなど、児童生徒の個に応じたきめ細かで継続した指導・支援を通じて、大阪市全体の学力向上につなげていきます。</p> <p>また、本市の進路状況につきましては、高等学校等への進学率はここ数年高い値で安定しておりますが、進学後の中退者等の問題は依然として課題があります。</p> <p>これらの課題を克服するため、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育の充実を図るなど、計画的・継続的な進路指導の充実に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7709 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186

番号	2 (16)
項目	<p>「ヤングケアラー」への支援はどうされているのか明らかにされたい。</p> <p>「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、この一年で大阪市が把握された件数・教育と福祉の連携はされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「ヤングケアラー」の問題につきましては、区役所、福祉局、健康局、こども青少年局、教育委員会事務局が連携して横断的に対処する必要があるため、副市長をリーダーとするプロジェクトチームを設置し、今後の施策のあり方・対策の方向性を検討しています。</p> <p>児童生徒が抱える問題の早期発見・早期解決を図るため、市立小中学校においてスクールカウンセラーの配置を進めてきました。ヤングケアラーをはじめとする家庭での悩みについても身近な学校で相談できるように、令和4年度にはスクールカウンセラーの配置を拡大し、市立小中学校全校へのスクールカウンセラーを配置し、令和6年度にも配置を拡充したところです。</p> <p>また、区長のマネジメントのもと、課題を抱えるこどもや世帯を学校において発見し、区役所と連携して教育的支援や保健福祉の支援制度、地域資源等の支援につなぐ「大阪市こどもサポートネット」を構築し、教育と福祉の連携を図っております。</p>
担当	<p>こども青少年局 企画部 企画課 電話：06-6208-8639</p> <p>こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 電話：06-4301-3181</p> <p>こども青少年局 企画部 企画課 こどもの貧困対策推進グループ 電話：06-6208-8153</p>

番号	2 (17)
項目	<p>児童虐待による悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「児童相談所」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。</p> <p>また、令和5年度の児童虐待相談件数と現状の課題及び対策について明らかにされたい。</p> <p>また、大阪府や大阪府警との連携についても明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市における児童虐待にかかる相談・通告の件数は依然として高い数値で推移しており、令和5年(2023年)度の、大阪市こども相談センター全体の児童虐待相談件数は前年度比26件減の6,293件でした。件数が高止まりしているのは、虐待防止への意識が広がり近隣住民等からの通告が増えていることに加えて、警察からの面前DVによる心理的虐待の通告が高い数値で推移していることが大きな要因であると考えております。虐待が潜在化・重症化してしまうことがないよう、関係機関と連携を取って個々の事案に対して丁寧な対応に努めているところです。</p> <p>児童虐待対策については、これまでもこども相談センターと各区保健福祉センター、地域の関係機関等の連携により、発生予防、早期発見・早期対応に取り組んでいるところでありますが、要保護児童をとりまく状況は、複雑・多様化しており、様々なケースへの対応にあたり、相談体制を充実し、相談の過程において児童虐待を予防し、個々の状況に応じた適切な支援につなげていくことが重要と考えております。</p> <p>こども相談センターでは「大阪市児童虐待ホットライン」を設置し、24時間365日児童虐待相談に対応し、虐待の早期発見・早期対応とその後の支援に繋がる体制を整えています。加えて、施設等から家庭引取りとなる児童の家庭復帰支援体制を整備し、虐待の再発防止に努めているところです。</p> <p>また、各区においては、区要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るよう取り組むとともに、こどもに関わる機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする児童虐待事例に適切に対応できるよう支援体制の強化をすすめています。さらに、支援が必要な家庭を確実に把握するため、妊婦、子育て中の保護者に対する相談窓口の周知を行うとともに、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動にも取り組んでいるところです。</p> <p>大阪府警とは平成29年(2017年)2月に情報共有に関する協定書を締結し、児童虐待防止に向けて情報共有を行っており、令和3年(2021年)度からは市内3か所のこども相談センターが受理した児童虐待事案にかかる通告情報の全件共有を行い、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と警察情報を活用した「支援の充実」につとめています。また、大阪府とは、令和元年(2019年)度より大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」に市長が副座長として参画し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいます。</p>	
担当	<p>こども青少年局 中央こども相談センター 電話：06-4301-3100</p> <p>こども青少年局 子育て支援部 管理課 児童支援対策 電話：06-6208-8867</p>

番号	2 (18)
項目	<p>最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。</p> <p>匿名であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事から、インターネットリテラシーについて、市民や教育現場に周知されるよう対策を講じられたい。また、削除依頼をする場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>インターネット上で増加している差別的な書き込みについては、差別を助長・誘発し、多くの人の心を傷つけるものであり断じて許されないことであると認識しています。</p> <p>本市では、インターネット上での誹謗中傷などによる人権侵害が社会的な問題となっている状況を踏まえ、専門相談員によるアドバイスに加え、弁護士による相談ができるよう、令和5(2023)年6月から支援を強化してきたところです。</p> <p>また、インターネット上の差別事象については、大阪府等と連携し、プロバイダ等に対する削除要請を大阪法務局に依頼するほか、状況を踏まえプロバイダに対して本市から直接、削除要請を依頼しています。</p> <p>しかしながら、削除するか否かはプロバイダ等の任意に委ねられているなど地方自治体による対応には限界があり、国における対応が必要であると考えています。</p> <p>本市におきましては、引き続き、大阪府や府内市町村とともに、国に対して差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めてまいります。</p> <p>また、インターネットにおける人権侵害やインターネットリテラシー等について本市ホームページに掲載するほか、人権だより及び人権啓発推進員・企業啓発支援事業などでも取り上げ、広く市民への周知・啓発を行ってまいります。</p> <p>さらに、インターネット上に掲載されている差別的な投稿などのモニタリングについて、表現の自由に配慮しつつ、他の自治体の手法も参考として早期に実施できるよう検討を進めているところです。</p> <p>今後とも、インターネット上の差別事象への対処については、表現の自由等を侵害することのないよう十分に留意してまいります。</p> <p>教育委員会といたしましては、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができる相談体制の充実に努めております。</p> <p>校内においては、令和3(2021)年度より、1人1台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入いたしました。さらに、校外においては、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象に「LINE」による相談窓口を設置し、週1回の定期開設日に加えて、長期休業日明け前後1週間についても対応しております。</p> <p>近年、スマートフォンや携帯電話等(以下、「スマホ等」とする)が子どもたちの身近な持ち物となっており、迅速な情報収集や情報共有が可能である反面、使用時間の増加による健康・生</p>	

活習慣・学習への影響に加え、ネットいじめ、犯罪被害の危険性等があることから、スマホ等の使用に際して、節度を持って適切に扱えるよう、子どもたちに正しい知識を身に付けさせる必要があると認識しております。

このような状況を踏まえ、令和2（2020）年度より、子どもたちが主体となり、スマホ等の適切な使い方を考える「大阪市スマホサミット」を実施しております。本サミットでは、各教育ブロックの中学校代表生徒による自校取組の発表とともに、「スマホとのかしこいつきあい方」について議論を深めることにより、子どもたち自身による「安全・安心な教育環境の実現」をめざしております。あわせて、本サミットの取組を各校に周知し、各校でのスマホルール策定や、家庭と連携しながらルールを活用する取組が推進するよう努めております。

情報活用能力（インターネットリテラシーを含む）の育成については、新任教員や各校に1名位置付けているICT教育担当教員を対象に研修を行っており、子どもたちの発達段階を考慮するとともに、各教科等の特質を生かし、教科横断的に取り組む必要があることから、各校の実情に応じた取組が進められるよう、令和5（2023）年度末には、令和3年度末に周知した「情報モラル教育事例集」ならびに「情報モラル教育年間指導計画（案）」を拡充し、市内小中学校に周知しました。令和6（2024）年度も昨年度に引き続き、各校において「情報モラル教育年間指導計画」を策定し、計画的に実践しているところです。

言論の自由を尊重しつつ、不適切なコンテンツ等の削除依頼を行う際には、専門家のアドバイスを求める等、慎重に対応してまいります。

今後も、インターネットを利用する際を守るべきルールやマナーをはじめ、正しく安全にインターネットを利用できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実に努めてまいります。

担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631
	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174
	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7471

番号	2 (19)
項目	IL0111 号条約を批准し、また、職場でのパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを禁止する ILO 第 190 号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されるよう、国への働き掛けを実施されたい。
<p>(回答)</p> <p>国に対しては、雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するため ILO 第 111 号条約の批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるよう、大阪府や大阪府市長会等と連携し、厚生労働省に対し、「雇用に際しての人権侵害事象の発生を防止するため ILO 第 111 号条約の早期批准に向けた国内法の改廃を含む検討を進めるとともに、批准を妨げている課題を解消するため、国内で法整備が行われていない「募集採用段階における人種・皮膚の色・宗教・民族的出身または社会的出身に基づいて行われる差別を禁止する労働関係法」の早期制定・整備など必要な措置を講じてください」と要望しています。また、ILO 第 190 号条約については、今後の国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話：06-6208-7611

番号	2 (20)
項目	<p>「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年施行され 10 年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。平成 29 年 3 月「いじめ防止基本方針」も改訂され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態の対処等指導されているか報告されたい。また、重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの 拡充を図り、重大事態の回避を図っていただきたい。</p> <p>学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等に一層力を入れ、学校への徹底した指導をされたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、「いじめ防止対策推進法」第 12 条に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」を策定しております。さらに、令和 3 (2021) 年 4 月には、いじめによる重大事態に関し、専門性を持った第三者による速やかな調査を可能とするため、第三者委員会を常設の機関として設置することとし、「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」の一部を改正いたしました。</p> <p>各校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、及びいじめへの対応について、基本的な考え方や具体的な対応等を進める体制について定めております。さらに、令和 2 (2020) 年度より、「大阪市いじめ対策基本方針」についての e ラーニング研修を全教職員に実施し、全教職員のいじめ対応に係る理解をより一層深めるとともに、「学校いじめ防止基本方針」の確認及び見直しを各校に指示しております。今後もいじめ対応について、全教職員が「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先した対策を進めるよう、引き続き各校への指導を徹底してまいります。</p> <p>また、平成 29 (2017) 年度より、5 月の大型連休明けの最初の月曜日を「いじめについて考える日」と設定し、児童生徒及び教職員がいじめについて考える機会とし、いじめ未然防止の取組を各校の実情に応じて進めております。</p> <p>スクールロイヤーの活用については、令和元 (2019) 年度より、これまで培ってきた専門家と連携した学校への支援についてのノウハウを最大限に生かした学校支援制度を構築しております。本制度は、各教育ブロックの担当弁護士を定め、臨床心理士等の他職種の専門家をペアで学校に派遣することで、多面的に学校の課題に対応しております。</p> <p>スクールソーシャルワーカーにつきましては、令和 2 (2020) 年度より、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーとして 32 名を、24 行政区すべてに学校数に応じて 1～2 名を配置し、さらに令和 5 (2023) 年度より、スクールソーシャルワーカーの人数を 33 名増員し、区役所に配置しております。</p> <p>学校におけるいじめ対策のための組織にスクールソーシャルワーカーが入り、福祉的な視点を取り入れながら、アセスメントから指導・支援のプランニング、実行へとつなげ、いじめの未然</p>

防止、早期発見・早期対応に引き続き努めてまいります。

スクールカウンセラーにつきましては、いじめや不登校など児童生徒が抱える問題の早期発見・早期対応を図るために配置を進めてきており、令和4年度には、市立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、令和5年度、令和6年度にも配置を拡充しています。

また、各学校において重大事態が発生した際には、教育委員会からの要請に応じて速やかにスクールカウンセラーを当該校に派遣し、児童生徒にとって適切な相談・支援を行っています。

引き続き、関係諸機関と連携・協力体制の充実に努めながら、児童生徒の心のケアに努めているところです。

担当

教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-9174

こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当 電話：06-4301-3181

番号	2 (21)
項目	<p>日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが、滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望していく。</p> <p>令和6年度秋から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い型奨学金制度」が導入される。現在学生奨学金制度を利用している全学生を対象にして頂きたい。</p> <p>大阪市におかれましても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現を図れるよう、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業につきましては、対象者の拡大、給付の増額等、一層の事業の充実を図るよう、引き続き指定都市教育委員会協議会を通じ、国に対して要望してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7641

番号	2 (22)
項目	障がい者の雇用に関しては、教育委員会は法定雇用率が 2.7%になっているが、大阪市教育委員会の実態及び今後の対策について明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>大阪市教育委員会においては、令和5年度の法定雇用率は 2.5%のところ、2.06%と下回っている状況です。</p> <p>現在の雇用計画については、大阪市ホームページに掲載している「障がい者活躍推進計画」において取組内容などを記載しており、引き続き雇用率の達成に向けた体制や環境の整備に取り組んでまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：06-6208-9076 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話：06-6208-9121

番号	2 (23)
項目	大阪市における「子ども・子育て支援新制度」の取り組み状況、進捗状況を明らかにされたい。
<p>(回答)</p> <p>保育施設等における処遇改善については、国の公定価格において、趣旨や対象者に応じた3種類の加算が設けられています。</p> <p>保育士等の処遇改善は全国的な課題であるとともに、継続的に実施する必要があるため、国において推進されるべきものと考えております。処遇改善等加算のさらなる改善について、他都市と連携を図り、国に対して要望しているところです。</p> <p><参考></p> <p>処遇改善等加算Ⅰ：全ての職員を対象に、平均経験年数・キャリアパスの構築等に応じ加算率（最大19%）を設定し処遇改善を実施</p> <p>処遇改善等加算Ⅱ：中堅職員や専門リーダーを対象に、技能・経験に応じて月額4万円又は月額5千円の処遇改善を実施</p> <p>処遇改善等加算Ⅲ：全ての職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、月額9千円の処遇改善を実施</p> <p>[補足]</p> <p>本回答は、団体へ確認した本項目の主旨となっている、幼稚園や保育所、認定こども園などの処遇改善の状況に対する内容としている。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 電話：06-6208-8281

番号	2 (24)
項目	<p>学校における性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（教職員向け）が通知されていますが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が充実するよう、大阪市として学校に働きかけられたい。</p> <p>また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>教育委員会では、文部科学省のリーフレット「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（教職員向け）や『性はグラデーション』大阪市淀川区・阿倍野区・都島区3区合同ハンドブックなどを全校に配布するとともに、性の多様性に関する教職員研修を実施しております。これを踏まえ各学校においては、当事者である児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応に努めているところです。</p> <p>これまで、全市立小・中学校及び義務教育学校に対して、各種調査結果を踏まえ、LGBT等、性の多様性に関して配慮の必要な児童生徒が学級に必ず在籍しているという認識の下に、各学校の実情に応じた取組を進めるよう指示してまいりました。</p> <p>また、令和2年10月には、教職員向けに人権教育の年間指導計画例・実践例「学力の基礎としての人権教育個別的課題の実践デザイン～LGBT～」を作成しました。多様な性や相談体制・環境づくりについての解説と、児童生徒の実態に応じた実践事例を掲載し、すべての学校園で工夫しながら、具体的に授業を進められるよう示しております。</p> <p>今後も、教職員が性についての悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるために、性の多様性について正しい知識と理解を深められるよう、研修を実施してまいります。また、各校における相談体制の充実を図るため、管理職・担任・養護教諭、学校医、スクールカウンセラー等が組織的に支援にあたるとともに、個別の相談があった場合には、個々の児童生徒や保護者の気持ちを丁寧に聞き取り、柔軟な対応を行うよう、はたらきかけてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128

番号	2 (25)
項目	<p>学校教育の中で、「道徳」が特別の教科として位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考えます。小中学校で道徳心が培われ、いじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。</p> <p>「同和問題」についての授業がなされているのか、小学校低学年から中学校まで、同和問題教育・人権教育は必須科目として頂きたい、大阪市としての考えを明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として「特別の教科 道徳」が、平成30年度より小学校で、令和元年度より中学校で実施されております。</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しています。</p> <p>学習指導要領の改訂では、いじめ問題への対応の充実や、発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点から内容の改善が行われ、小学校においては、第1・2学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」の、第3・4学年に「相互理解・寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」の、第5・6学年に「よりよく生きる喜び」の内容項目が追加されました。それを踏まえ、子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むことを基本としながら、就学前教育では、規範意識を育成することに重点を置き、小学校以降では、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるよう学校の支援に努めてまいります。</p> <p>道徳的諸価値として示されている内容項目には、多様なものの見方、差別や偏見のない社会の実現、国際理解、生命の尊重などが掲げられており、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次とりまとめ〕」に示されている内容と多くの共通点があり、道徳教育と同じく、人権教育も教育活動全体を通じて行うものであることから、道徳科の指導にあたっては人権尊重の精神を基盤として行うべきものと認識しております。</p> <p>いじめを人権侵害ととらえ、児童生徒が相互に人権を尊重する態度を身に付けられるよう、今後も総合的・体系的な人権教育の推進に努めてまいります。</p> <p>昨年度、小中学校等において、人権課題として同和問題に取り組んでいる実績としましては、小学校で43%、中学校で34.1%、小中全体で40%となっております。</p> <p>「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」を全ての教育活動の基盤となるべく一層充実したものにしていき、主体的・積極的に人権教育を推進するように指示しております。</p> <p>「部落差別解消推進法」の趣旨やインターネットによる人権侵害等、現状を取り巻く諸情勢を踏まえ、すべての学校園において、児童生徒の発達段階に応じた取組を進めていく必要があります。</p> <p>今後もより積極的な取組の推進に努め、同和教育をはじめとする人権教育の深化・充実をめざしてまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 電話：06-6208-9186</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当 電話：06-6208-8128</p>

番号	2 (26)
項目	<p>地域のまちづくりやコミュニティの活性化等々については、区長マネジメントのもと、区役所を中心に取組まれると認識しているが、関係局と連携を図り、地域の課題や実情を把握し、取り組んでいただくよう求める。</p>
<p>(回答)</p> <p>貴団体のご指摘のとおり、各区は地域の実情をきめ細やかに把握し、各局と連携を図りながら、施策に反映させていく必要があると認識しております。</p> <p>市民局区政支援室は、各区、各局の連携が円滑に進み、各区がよりよい施策を講じることができるよう、区長会議における区と局との議論を促していくなど、区長会議と密に連携を図りながら進めてまいります。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域力担当 電話：06－6208－7305